

議案第 67 号

城陽市総合運動公園駐車場条例の一部改正について

城陽市総合運動公園駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

(2022 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市総合運動公園駐車場条例の一部を改正する条例

城陽市総合運動公園駐車場条例（平成16年城陽市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	単位	使用料	
		30分を超え1時間まで	1時間を超える1時間までごと
大型自動車	1台	300円	300円
その他自動車	1台	100円	100円

備考

- この表において「大型自動車」とは、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車及び貨物の運送の用に供する普通自動車をいう。
- この表において「その他自動車」とは、大型自動車以外の第3条に規定する自動車をいう。
- この表の規定にかかわらず、駐車場の使用に係る1日の使用料の上限は、次のとおりとする。
  - 大型自動車 2,400円
  - その他自動車 800円
- 利用者が1日を超えて駐車場を継続して使用した場合に納付すべき使用料は、午前0時に自動車を駐車場から出場させ、かつ、再び駐車場に入場させたものとみなして、日ごとに算定した額を合算した額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の使用に係る使用料について適用し、同日前の駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提案理由

受益者負担の適正化を図ることで、総合運動公園一帯をより魅力ある施設に整備することを目的に、駐車場使用料を改定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

2. 略

参考資料

城陽市総合運動公園駐車場条例の一部改正条例要綱

1 改正内容

(1) 駐車場使用料について、これまでの時間区分及び上限金額を見直し、別表を以下のとおり改正する。

現 行					
区分	単位	使用料			
		2時間以下	2時間超 3時間以下	3時間超 4時間以下	4時間超
大型自動車	1台	無料	円 600	円 800	円 1,000
その他自動車	1台	無料	円 200	円 300	円 400

改 正 後			
区分	単位	使用料	
		30分を超え1時間まで	1時間を超える1時間までごと
大型自動車	1台	300円	300円
その他自動車	1台	100円	100円

この表の規定にかかわらず、各区分における駐車場の使用に係る1日の使用料の金額の上限は、次のとおりとする。

- (1) 大型自動車 2,400円
- (2) その他自動車 800円